意見書

平成 24 年 3 月 19 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号 かぶしきがいしゃ

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(案)に関する意見募集に関し、 別紙のとおり意見を提出します。

別紙

このたびは、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「本指針」という。)改定(案)(以下、「本改定案」という。)に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

	該	当箇所		意見
Ⅱ 独占禁止	第1 電気通	3 独占禁止	(2) 電気通信事	1.「エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為」について
法上又は電	信設備の接	法上又は電	業法上問題となる	<接続関連情報等の不適正な管理>
気通信事業	続及び共用	気通信事業	行為	電気通信事業法第 31 条第 5 項において、「当該第一種指定電気通信設備と他の電気通
法上問題とな	に関連する分	法上問題とな		信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理」する旨が定
る行為	野	る行為		められています。本項にある情報の適正な管理を担保するためには、単に当該情報の受け
				渡し等の行為が生じていないという状態のみでは不十分であり、情報を容易に入手可能な状
				態自体を防止するための措置が取られていることがあわせて必要となります。従って、本指
				針において、以下の行為を禁止行為として、明確に規定すべきと考えます。
				・ 接続関連情報等、接続事業者が利用可能でない設備部門の情報を設備部門以外の部
				門が入手すること又は入手可能な状態にすること
				・ 設備部門の従業員が、業務遂行にあたり不要であるにも係らず、接続関連情報を入手
				すること又は入手可能な状態にすること
	第3 電気通	3 独占禁止	(2) セット提供に	1.「イ 電気通信事業法上問題となる行為」について
	信役務の提	法上又は電	係る行為	本年2月2日、日本電信電話株式会社殿及び NTT ファイナンス株式会社殿から、東日本電
	供に関連する	気通信事業		信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿及びエヌ・テ
	分野	法上問題とな		ィ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTT グループ四社」という。)の料金の請求・
		る行為		回収業務、問い合わせ窓口の統合(以下、「NTT グループの請求統合施策」という。)が発表さ
				れました。本施策は、NTT グループの料金請求部門の再統合を意味するものであり、これまで

該当箇所	意見
	公正な競争を促進するために講じられてきた 1992 年の移動体部門分離や 1999 年の NTT 再編
	等の通信政策をないがしろにし、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っている
	という点で、日本電信電話株式会社等に関する法律の趣旨に反する脱法的行為であるため、
	認められるべきものではないと考えます。
	なお、電気通信事業法における禁止行為の規定に照らして考えた場合、上述の NTT グルー
	プの請求統合施策の事例を当てはめれば、「NTT グループ四社」の請求統合という形で排他的
	なセット販売・セット割引(ポイントによるキャッシュバック等を含む)等がなされることは明確に禁
	止されるべき事項です。従って、本指針において、以下のとおり、より具体的な例示を追記すべ
	きと考えます。
	【現行】
	自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた <u>割引サービスの提供</u> を行うこと
	【修正案】
	自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた <u>割引サービスの提供(ポイントに</u>
	<u>よるキャッシュバック等を含む)</u> を行うこと
(4) 自己の関	係 1.「イ 電気通信事業法上問題となる行為」について
事業者との業	務 上述の NTT グループの請求統合施策の事例を当てはめれば、電気通信事業者の債権回収
の受委託等に	係業務を自己の関係事業者のみに委託もしくは特別な条件で委託し、他の事業者に対しては、不
る行為	当に拒否する・不利な条件での取扱いとする等、不当に差別的に取り扱った場合、明らかに電
	気通信事業法における禁止行為の規定に反することとなります。現行の本指針においても「自
	己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること」との記載はありますが、
	具体的事例が想定しやすい環境下にあることを踏まえ、以下のとおり、例示を追記すべきと考

該	当箇所	意見
		えます。
		【追記案】
		・ 自己の関係事業者のみに自己のサービスの利用者に対する債権の回収を代行させるこ
		と、または債権を譲渡すること、あるいは有利な条件で同行為を実施すること
【再掲】市場	2 電気通信事業法上問題となる	1. 基本的考え方
支配的な電	行為	禁止行為規制の内容に係る透明化を図る上で、行為の「不当性」が恣意的に判断されること
気通信事業		のないよう、十分に配慮することが必要と考えます。そもそも禁止行為の規定要件である「不当
者に対する非		性」は、個別のケース毎に判断されるものであり、事前に一定の基準を設け、「不当性」の無い
対称規制(禁		事業提携や他事業者への不利益付与・干渉等を明確化(ホワイトリスト化)できるものではあり
止行為等)		ません。従って、本指針において示される「問題となる行為」はあくまで例示であり、その他のケ
		一スについて「問題無い」と解釈されるべきものでないことに十分留意すべきと考えます。
		2.「④自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」について
		本改定案においては、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」が禁止行為となる
		要件として、「電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・
		認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と
		密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市
		場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る」と記載されています。
		しかしながら、仮にコスト削減や営業面の効率性向上等、一見合理的と思われる理由による
		場合においても、公正競争環境に与える影響等に鑑みれば、市場において真に支配的である
		禁止行為規制の適用事業者が排他的に行った業務が、「合理的」であるとみなされる態様は通
		常想定できません。

該当箇所		意見
		また、排他的な業務の中で「ただちに弊害を及ぼす」ことが禁止行為の要件とされた場合、例
		えば短期的には一部のユーザ利便向上に寄与するものの、中長期的には当該行為による独
		占性の高まり等により、市場全体への悪影響が及ぼされる場合等についても、恣意的な解釈に
		より、「禁止行為に該当しない」と判断される懸念も生じます。
		以上の点を踏まえ、本改定案における「その態様が合理的理由なく」という記載及び「ただち
		に弊害を及ぼす場合に限る」という内容について、記載の削除、若しくはその趣旨の明確化を
		図るべきと考えます。
		なお、禁止行為規制の適用事業者同士の連携サービスについては、公正競争環境を阻害す
		ることが明白であることから、本指針において、明確に「問題となる行為」として規定すべきと考
		えます。
Ⅲ 競争を一層促進する観点	1 第一種指定電気通信設備を設	1.「(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶」について
から事業者が採ることが望ま	置する電気通信事業者に対する	<部門間異動の禁止>
しい行為	非対称規制	接続関連情報等を把握する設備部門の社員が利用部門へ異動となることや利用部門の
		事業戦略に係る情報等を把握する設備部門以外の社員が設備部門へ異動となることで、各
		部門の情報が相互にもたらされることとなれば、利用部門と接続事業者間の同等性が担保さ
		れません。電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え
		方(2011 年 9 月 30 日公表)(以下、「省令案に対する審議会の考え方」という。)においても、
		「設備部門とその他の部門との間の異動を禁じない場合には、これを禁じる場合と比して、互
		いの部門の情報がもたらされる可能性が高まることも論理的に否定することができない」と述
		べられていることからも、本指針において、部門間異動の禁止を「競争を一層促進する観点
		から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えます。
		<建屋の分離>

該当箇所	意見
	本改定案において、室の区分については、「設備部門の業務に従事する者が当該業務の
	用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フ
	ロアーに配置する等により物理的に隔絶すること」とされています。仮に、同建屋において設
	備部門と利用部門が存在する場合、共用スペース(廊下等)において、各部門に従事する者
	同士が容易に接触可能となり、接続関連情報等が利用部門に流出する等、物理的隔絶の実
	効性が十分に担保できない懸念が生じます。
	当該懸念に対しては、本項(2)「厳格な情報遮断措置」において、「設備部門の業務に従事
	する者とその他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に
	供する室外において、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項」を設備部門
	の業務に従事する者が遵守すべき規程において規定することが望ましい旨が述べられてい
	ますが、ルール等で規定しても互いの接触が容易である以上、情報流出等に係る懸念は払
	拭できるものではないため、物理的隔絶を行うことが適当であると考えます。従って、設備部
	門と利用部門の共有スペースの設置禁止及び建屋の分離を本指針において、「競争を一層
	促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えます。
	<入室権限管理、入退室ログの記録・保存>
	本改定案において、入室管理については、「設備部門の業務の用に供する室に、その他
	の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこ
	と」とされていますが、具体的方法については記載されていません。本指針をより実効的な内
	容とするためには、「適切な入室管理」のレベルが恣意的に判断されないよう、求められる水
	準を一定程度示すことが適当であると考えます。従って、本指針において、設備部門以外の
	部門の従業員による設備部門の業務の用に供する室への入室禁止や入室記録の保存等の
	具体的措置を、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定

該当箇所	意見
	すべきと考えます。
	2.「(2) 厳格な情報遮断措置」について
	<システムの物理的分離>
	厳格な情報遮断措置の一方策として、電気通信事業法施行規則第 27 条の 7 第 5 号にお
	いて、接続関連情報の管理の用に供するシステムが確保すべき要件が定められています
	が、本改定案においては、当該システムについて一切触れられていません。システムをどの
	ように構築、管理するかは、情報を管理する上で、非常に重要な要素であるため、本指針に
	おいて、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として事例を規定
	すべきと考えます。
	具体的には、仮にシステム ID の貸与等が行われた場合、アクセス権限を持たない者によ
	る接続関連情報の閲覧が可能となるため、部門毎にシステムを物理的に分離すること、また
	は、当該対応が困難な場合、少なくとも業務エリア毎に利用可能なシステムを制限することを
	明記すべきと考えます。
	また、当該システムへのアクセスログについては、「省令案に対する審議会の考え方」にお
	いても、「監視や検証において必要とされることが想定される期間は、これらの事項に関する
	記録を保存することが必要」と述べられているところです。従って、本指針において、アクセス
	ログについては、民法第 724 条の不法行為による損害賠償請求権の期間等を参考とし、20
	年間程度の保存義務を基準として明記し、トレーサビリティを十分に確保すべきと考えます。
	3.「(3) 実効的な監視の仕組み」について
	<第三者検証>
	電気通信事業法第31条第6項第3号において、監視部門は設備部門とは別に置くものと

該当箇所	意見
	規定されていますが、監視部門に第三者を参加させる等、検証時の中立性を確保することに
	より、監視の実効性を高めることができるものと考えます。従って、本指針において、監視部
	門に第三者を参加させる等の事例を「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望
	ましい行為」として規定すべきと考えます。
	<設備部門と設備部門以外の部門間の接続に関する全ての手続き・条件の同等性確保>
	電気通信事業法施行規則において、設備部門と接続事業者間、及び設備部門と利用部
	門間における手続きが、それぞれ接続約款及び接続協定(以下、「接続約款等」という。)に
	準じているかを検証することが規定されています。本件に関連して、ボトルネック設備を自ら
	利用する場合と他事業者が利用する場合において真の同等性を確保可能とするためには、
	接続約款等に規定される手続き・条件のみならず、設備部門と設備部門以外の部門間の接
	続に関する全ての手続き・条件を監督対象に含めることが望ましく、これについては省令案
	に対する審議会の考え方において、「接続約款に規定されていない手続き等については、電
	気通信事業法上、上述した規定の対象ではないことから、今般の省令改正においては、記
	録、保存や検証の対象とはされていないものの、ご指摘のとおり、これらの手続きについて
	も、可能な限り同等性が確保されることが望ましいことはいうまでもない」と述べられていま
	す。
	従って、設備部門と設備部門以外の部門間の接続に関する全ての手続き・条件に関する
	保存・検証を行うことについて、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい
	行為」として、本指針に規定すべきと考えます。また、具体的な保存・検証項目として、「①手
	続きに要する書面・期間・料金」、「②手続きに利用するシステム」、及び「③手続きによって得
	られた成果(NG 率等)」等を本指針において例示することで、インプット・アウトプットの同等性
	について実効性を高めるべきと考えます。

4. その他 <独立した意思決定権の付与> 上述の利用部門と接続事業者の同等性を確保するためには、第一種指定電気通信設備を設置する事業者自らが、同等性を確保するためのインセンティブを確保する必要があります。従って、独立した意思決定権の付与(人事・給与等の分離)等の行為を「競争を一層促する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。 <出向・転籍者情報の公開> 「設備部門の業務に従事する者」が、出向・転籍により他部門やグループ会社において得事することになった場合、仮に当該社員に対して守秘義務等を課したとしても、接続関連
報等を出向・転籍先において利用する懸念が拭えません。従って、「設備部門の業務に従事する者」が出向・転籍する場合においては、対象者の氏名、出向・転籍先、出向・転籍日等公開、もしくは総務省に報告することを「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが、ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。 2 その他電気通信事業者が採る ことが望ましい行為 第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な、争関係を確保することを目的として、機能分離等に係る各種規定の遵守のために講じた措質及びその実施状況について、最大限透明性を確保すべきと考えます。従って、電気通信事業法第31条第7項に基づく総務大臣への報告の内容のみならず、「①手続きに要する書面期間・料金」、「②手続きに利用するシステム」、及び「③手続きによって得られた成果(NG 事期間・料金」、「②手続きに利用するシステム」、及び「③手続きによって得られた成果(NG 事

該	当箇所	意見
		ます。

以上